

大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）並びに家庭用防犯カメラ及び周辺機器（以下「防犯カメラ等」という。）の普及を促進し、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号）第2条に規定する特殊詐欺等による被害防止を図るため交付する大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 補助金を申請した日において、満60歳以上の者又は満60歳以上の者と同一の世帯に属する者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、電話機等及び防犯カメラ等の購入及び設置とする。

2 補助金の対象となる電話機等及び防犯カメラ等は、補助対象者が購入し、居住する住居に設置したものであって、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 電話機等

電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、電話の着信時に、相手方に自動で警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能を有するもの

(2) 防犯カメラ等

犯罪の防止を目的として、屋外に固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関連機器で構成されるものであって、夜間の撮影が可能なもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、電話機等については10,000円を、防犯カメラ等については20,000円をそれぞれ限度とする。

- 2 補助金の交付の申請は、1世帯につき電話機等及び防犯カメラ等ごとに1回に限るものとする。ただし、同時の申請は各1回申請をしたものとみなす。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等の写し
- (3) 購入した電話機等又は防犯カメラ等のカタログ、取扱説明書その他当該電話機等又は防犯カメラ等の機能が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、不適當であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付すこ

とができる。

(請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めらるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不適當であると認めたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行し、令和2年4月1日以後の電話機等の購入及び設置について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）の購入及び設置をする者について適用し、同日前に電話機等の購入及び設置をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の大分市特殊詐欺被害防止対策推進事業費補助金交付要綱により特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」とい

う。) の購入及び設置について補助金の交付を受けている者は、改正後の大分市特殊詐欺被害防止対策推進事業費補助金交付要綱により電話機等の購入及び設置について補助金を受けたものとみなす。

大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付決定通知書
兼補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金については、次のとおり交付を決定するとともにその額を確定したので、大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 補助対象経費 円
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助の条件

大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金不交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金については、次の理由により不交付と決定したので、大分市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 不交付の理由